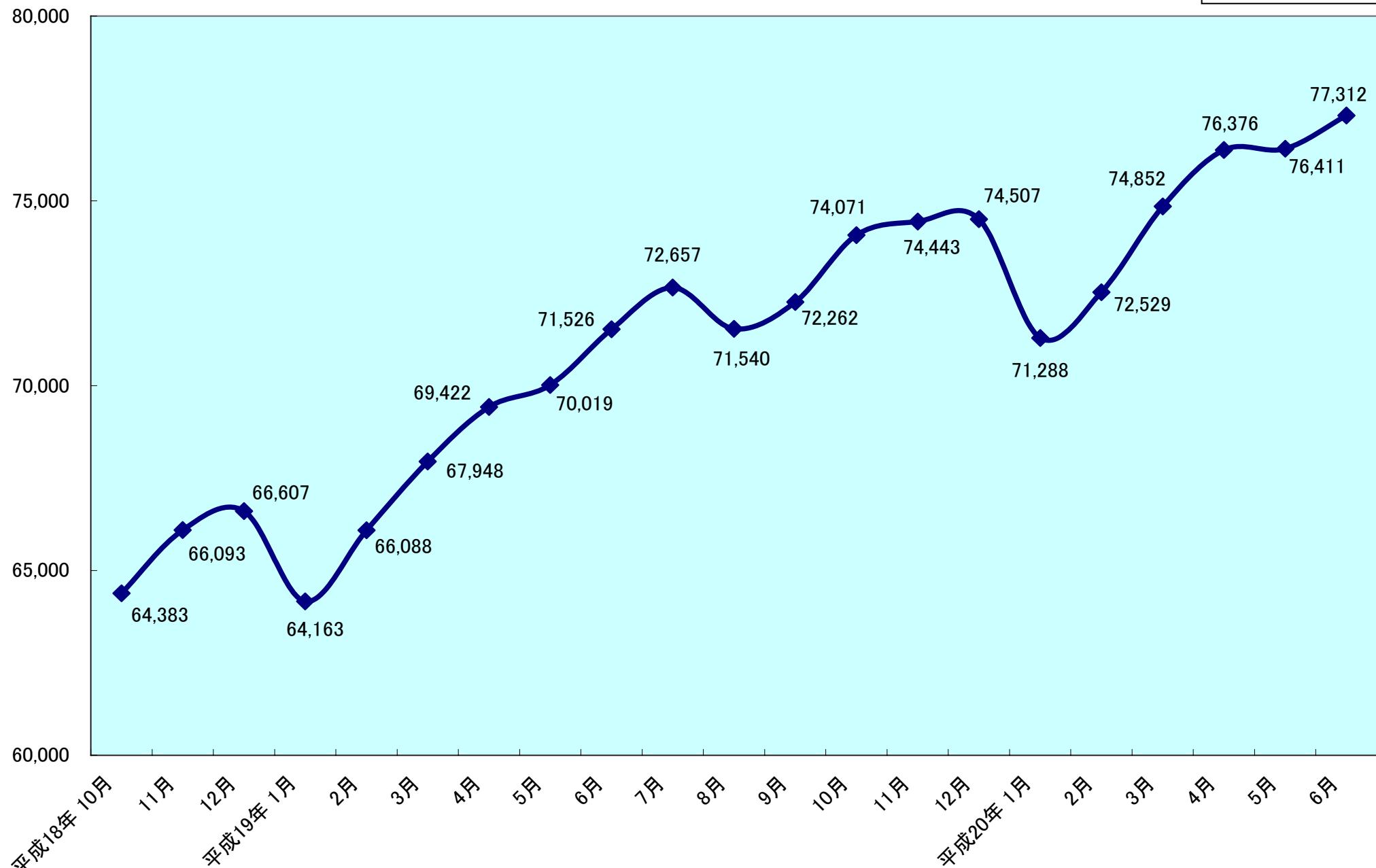


(人)

障害者自立支援法施行後の移動支援事業の実利用者数の推移（全国）

参考資料4

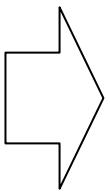


地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

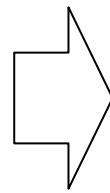
参考資料5

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471／1, 843
実施市町村割合	79. 82%



H18. 10～19. 3
1, 462／1, 827
80. 02%

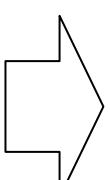


H19. 4～20. 3
1, 529／1, 816
84. 20%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

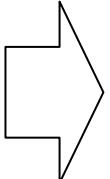
	H17. 10
実施市町村数	502／1, 843
実施市町村割合	27. 24%



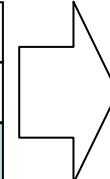
H18. 10～19. 3
1, 058／1, 827
57. 91%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10
実施市町村数	338／1, 843
実施市町村割合	18. 34%



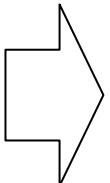
H18. 10～19. 3
439／1, 827
24. 03%



H19. 4～20. 3
1, 317／1, 816
72. 52%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180／1, 843
実施市町村割合	9. 77%

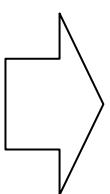


H18. 10～19. 3
463／1, 827
25. 34%

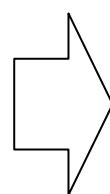
※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724／1, 843
実施市町村割合	93. 54%



H18. 10～19. 3
1, 746／1, 827
95. 57%



H19. 4～20. 3
1, 796／1, 816
98. 90%

(注1) H18. 10～H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注2) H19. 4～H20. 3の市町村数(1, 816市町村数)はH20. 3. 31時点の全国市町村数である。

統合補助金とは

地方分権を推進する観点から、国が適切な目的を付した上で、箇所付けや事業内容、単価などを定めず一体的に補助金を配分し、市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、補助金を弾力的に使用することができる仕組みの補助金

第二次地方分権推進計画（平成11年3月26日閣議決定）

第2 公共事業の在り方の見直し

3 補助事業の見直し

(2) 統合補助金の創設

ア 基本法第46条第2号において、公共事業の補助事業については、

- (ア) 同号に規定する個別の補助金等（以下「個別補助金」という。）を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定する。
- (イ) その他の事業に対する助成については、できる限り、個別補助金に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等（以下「統合補助金」という。）を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させる。
こととしており、この規定に基づき、「統合補助金」を創設する。

イ この統合補助金の基本的な性格及び仕組みは、次のとおりとする。

- (ア) 基本法第46条第2号の「地方公共団体に裁量的に施行させる」ことの要件としては、「国が箇所付けをしない」ことを基本とする。

(イ) 具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定められるよう、次のような基本的な仕組みとする。

- a 国が策定する公共事業に係る長期計画に対応して地方公共団体が策定する中期の事業計画等を基に、国がその年度における地方公共団体毎の配分枠（金額等のみ。具体的な事業箇所・内容は示さない。）を定める。

- b aの配分枠の範囲内で、地方公共団体が当該年度において実施すべき具体的な事業箇所・内容等を定めた上で、補助金を申請する（国は、申請に基づき、補助金を交付決定）。

- c 交付決定後の事業箇所・内容等の変更は、事業計画等に適合している限り、国の関与を極力要しないものとする。

- (ウ) (イ)のタイプの統合補助金とは別に、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的にかつ主体的に実施することができるような類型の統合補助金を創設する。

（略）

オ イ(ウ)のタイプの統合補助金

- (ア) まちづくりに係る新たな統合補助金

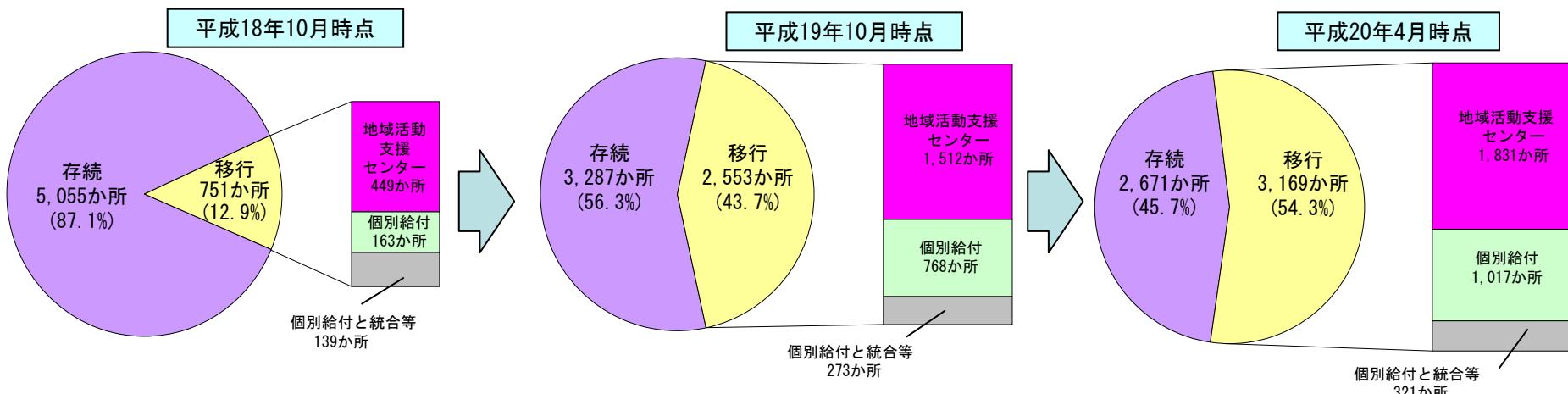
- a 市町村が策定する各種補助事業に係る一定の計画に基づき、当該市町村が行う各種事業を一括して採択する。
- b 内示額を確定するため、一定の積み上げは行うが、補助金交付は総額で行い、その後の事業内容の変更についても極力弾力化する。

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

参考資料7

- 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成20年4月時点では54.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点			平成19年10月時点			平成20年4月時点		
移行状況	か所数	割合	か所数	割合	(参考)	か所数	割合	(参考)
移行	751か所	12.9%	2,553か所	43.7%	(100.0%)	3,169か所	54.3%	(100.0%)
地域活動支援センター	449か所	7.7%	1,512か所	25.9%	(59.8%)	1,831か所	31.4%	(57.8%)
個別給付事業	163か所	2.8%	768か所	13.2%	(21.7%)	1,017か所	17.4%	(32.1%)
個別給付事業との統合等	139か所	2.4%	273か所	4.7%	(18.5%)	321か所	5.5%	(10.1%)
小規模作業所のまま存続	5,055か所	87.1%	3,287か所	56.3%		2,671か所	45.7%	
合計	5,806か所	100.0%	5,840か所	100.0%		5,840か所	100.0%	
廃止	27か所	—	45か所	—		33か所	—	



地域活動支援センターの概要

1. 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設。(法第5条第21項)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

2. 事業内容

- 基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

3. 規 模

- 10人以上の人員が利用できる規模とする。

4. 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1／2、都道府県1／4以内)。

5. 施設数

- 1,831か所(平成20年4月)

※ 障害者自立支援法施行(H18.10)後、小規模作業所から地域活動支援センターに移行した事業所のみの数。